



長野県報

3月31日(日)
平成14年
号外

目次

条 例

長野県県税条例の一部を改正する条例…………… 1

規 則

長野県県税に関する規則の一部を改正する規則…………… 1

本号で公布された条例のあらまし

◇長野県県税条例の一部を改正する条例(条例第29号)

1 地方税法の一部改正に伴い、次のように改正するほか所要の改正をしました。

(1) 個人の県民税

ア 総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が35万円に本人、控除対象配偶者及び扶養親族の合計数を乗じて得た金額(控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に36万円(改正前32万円)を加算した金額)以下である者については、所得割を課さないこととしました。

イ 平成16年度までその適用が停止されている土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に対する税率について、課税長期譲渡所得金額8,000万超の部分の3%の税率を廃止するとともに、当該部分の税率を2%とすることとしました。

(2) 不動産取得税

住宅用地に係る税額の減額措置について、住宅を新築した者などの適用対象となる要件を緩和しました。

(3) 自動車取得税

ア 平成13年自動車排出ガス規制に適合する自動車の取得に係る税率の特例措置を廃止しました。

- イ 平成15年自動車排出ガス規制に適合した自動車の取得に係る税率は、現行税率から、平成14年4月1日から平成15年9月30日までの間に取得されるものにあつては100分の1を、平成15年10月1日から平成16年2月29日までの間に取得されるものにあつては100分の0.1をそれぞれ控除した率とすることとしました。
- 2 農村地域工業等導入促進法第10条の地区等を定める省令の一部改正に合わせて、農村工業等導入地区で工場等を新增設した者に対する事業税、不動産取得税等の課税免除について、適用期限を、平成16年3月31日(改正前平成14年3月31日)に延長するとともに、設備の取得価額の下限を、3,000万円(改正前2,800万円)に引き上げました。
- 3 この条例は、平成14年4月1日から施行します。

条 例

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により専決処分した長野県県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成14年3月31日

長野県知事 田 中 康 夫

○長野県条例第29号

長野県県税条例の一部を改正する条例

長野県県税条例(昭和25年長野県条例第41号)の一部を次のように改正する。

第40条の9第1項中「一に」を「いずれかに」に改め、同項第1号中「土地を取得した者が当該」を削り、「を新築した場合」を「が新築された場合(当該取得をした者(以下この号において「取得者」という。)が当該土地を当該特例適用住宅の新築の時まで引き続き所有している場合又は当該特例適用住宅の新築が当該取得者から当該土地を取得した者により行われる場合に限る。)」に改める。

第144条第1項の表中「平成14年3月31日」を「平成16年3月31日」に、

「2,800万円」を「3,000万円」に改める。

附則第2条第1項中「32万円」を「36万円」に改める。

附則第4条中「第2条第12項」を「第2条第13項」に改める。

附則第9条第1項中「第4項第2号」を「第3項第2号」に、「に対し、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める」を「の100分の2に相当する」に改め、同項各号を削り、同条第2項を削り、同条第3項中「第1項」を「前項」に、「第34条第4項第3号」を「第34条第3項第3号」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項第5号中「第34条第5項」を「第34条第4項」に改め、同項を同条第3項とする。

附則第10条第1項中「前条第1項各号及び同条第2項」を「前条第1項」に改める。

附則第10条の2第1項中「(同条第2項の規定により適用される場合を含む。)」を削り、「同条第1項各号及び同条第2項」を「同項」に改める。

附則第11条第1項第1号中「第9条第4項第2号」を「第9条第3項第2号」に改め、同条第2項中「第9条第4項第1号」を「第9条第3項第1号」に、「第34条第4項第3号」を「第34条第3項第3号」に改め、同条第4項中「第9条第4項」を「第9条第3項」に、「同条第4項」を「同条第3項」に、「第34条第5項」を「第34条第4項」に改める。

附則第11条の2第1項中「第9条第4項第2号」を「第9条第3項第2号」に改め、同条第7項中「第9条第4項」を「第9条第3項」に、「同条第4項」を「同条第3項」に、「第34条第5項」を「第34条第4項」に改める。

附則第11条の3第1項中「第9条第4項第2号」を「第9条第3項第2号」に改め、同条第2項中「第9条第4項」を「第9条第3項」に、「同条第4項」を「同条第3項」に、「第34条第5項」を「第34条第4項」に改める。

附則第13条の3第2項中「を取得した者が」を「が取得され、かつ、」に、「を新築した」を「が新築された」に改める。

附則第15条第1項第2号を同項第3号とし、同項第1号を同項第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

- (1) 土地を取得した日から3年以内に当該土地の上に住宅が新築された場合（当該取得をした者（以下この号において「取得者」という。）が当該土地を当該住宅の新築の時まで引き続き所有している場合又は当該住宅の新築が当該取得者から当該土地を取得した者により行われる場合に限り、次号又は第3号に該当する場合を除く。）

附則第15条第3項の表中

同項第1号

を

同項第1号に掲げる場合にあつては住宅が新築された際に、同項第2号

に、

| | | |
|-----------------------|-------|---|
| 第1項第2号から第4号まで又は第2項第2号 | 同項第2号 | を |
| 新築又は取得 | 取得 | |

| | | |
|------------------------|------------------|----|
| 、第1項第2号から第4号まで又は第2項第2号 | 申告する際に、 同項第3号 | に、 |
| 併せてこれ | 、これ | |

| | | | |
|------------------|---|---------------------------|----|
| 附則第15条第1 項第1号 | を | 附則第15条第1 項第1号又は第 2号 | に、 |
|------------------|---|---------------------------|----|

| | | |
|--|-----------------|---|
| 当該土地の上に特例適用住宅を新築すること又は 1年以内に当該土地の上にある自己の居住の用に 供する既存住宅等 | 当該土地の上 にある住宅 | を |
| 新築予定又は取得予定 | 取得予定 | |

| | | |
|--|--|----|
| 当該土地の上に特例適用住宅を新築すること又は 1年以内に当該土地の上にある自己の居住の用に 供する既存住宅等 | 当該土地の上 に住宅が新築され、 又は当該土地の 上にある住宅 | に、 |
|--|--|----|

| | | |
|--------------|----|---|
| 特例適用住宅又は既存住宅 | 住宅 | を |
| 新築又は取得 | 取得 | |

| | | |
|--------------|----|-------|
| 特例適用住宅又は既存住宅 | 住宅 | に改める。 |
|--------------|----|-------|

附則第19条第4項中「で施行令附則第16条の2の6第8項に規定するもの」を削り、「第16条の2の6第9項」を「第16条の2の6第8項」に、「同条第10項」を「同条第9項」に、「第12条の2の3第9項」を「第12条の2の3第7項」に、「第16条の2の6第11項」を「第16条の2の6第10項」に、「第12条の2の3第10項」を「第12条の2の3第8項」に改め、同条第5項及び第6項を削り、同条第7項中「第16条の2の6第13項」を「第16条の2の6第11項」に改め、同項を同条第5項とし、同条に次の2項を加える。

6 道路運送車両法第41条の規定により平成15年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に適合する自動車で施行令附則第16条の2の6第12項に規定するものの取得(第3項又は法附則第32条第6項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。)に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が次の各号に掲げる期間内に行われたときに限り、第118条の4及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率から、当該各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める率をそれぞれ控除した率とする。

(1) 平成14年4月1日から平成15年9月30日まで 100分の1

(2) 平成15年10月1日から平成16年2月29日まで 100分の0.1

7 平成2年4月1日から平成15年3月31日までの間に行われた自動車の取得に係る第118条の5及び第118条の8の規定の適用については、これらの規定中「15万円」とあるのは「50万円」とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成14年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(県民税に関する規定の適用)

2 この条例による改正後の長野県県税条例(以下「新条例」という。)の規定中個人の県民税に関する部分は、平成14年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成13年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

(不動産取得税に関する規定の適用)

3 新条例の規定中不動産取得税に関する部分は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日以前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

(自動車取得税に関する規定の適用)

4 新条例附則第19条第4項及び第6項の規定は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日以前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

5 施行日以前のこの条例による改正前の長野県県税条例附則第19条第5項に規定する自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

(課税免除に関する規定の適用)

6 新条例第144条第1項の規定(農村工業等導入地区に係るものに限る。)は、施行日以後に新設し、又は増設した同項に規定する対象設備について適用し、施行日以前に新設し、又は増設した対象設備については、なお従前の例による。